

# 資源ごみ再利用化推進奨励金交付に関する注意事項等

## 1 資源ごみ再利用化推進団体届について

- (1) 奨励金の交付を受けようとする推進団体は、あらかじめ「資源ごみ再利用化推進団体届（様式第1号）」を提出してください。
- (2) 年度の途中で登録内容（代表者等）に変更があったときは、改めて団体届を提出してください。

## 2 債権者登録（変更）依頼書について

※口座振込の場合

「資源ごみ再利用化推進団体届」と一緒に提出してください。新規の債権者登録については任意ですが、支払事務の効率化のため御協力をお願いします。

## 3 登録辞退届について

年度の途中で団体の解散や廃止等の理由で活動を行わなくなったときは「登録辞退届（様式第1号の2）」を提出してください。

## 4 資源ごみ再利用化推進奨励金交付申請書について

- (1) 奨励金の対象物…1kg又は1L（端数切捨て）につき3円の奨励金を交付します。
  - ◆古紙類 新聞紙・雑誌・ダンボール等
  - ◆古繊維類 古衣・布くず等（天然繊維に限る）
  - ◆金属類 空缶・金属くず等
  - ◆空ビン類 酒ビン・ビールビン・ジュースビン等（繰り返し利用されるガラスビン）

### (2) 申請書に使用する印判について

申請書に押印する場合は、代表者の私印又は団体代表者印を押印してください。

※団体名のみ刻印された印は不可

例) 「○○自治会 会長 山陽 太郎」の場合

- |              |      |
|--------------|------|
| 「山陽」の印       | ← 可  |
| 「○○自治会長之印」の印 | ← 可  |
| 「○○自治会」の印    | ← 不可 |

### (3) 添付書類：回収業者発行の明細書（計算書、引取伝票）について

◆明細書は、回収業者発行の原本を提出してください。

（会計の都合等で明細書原本の返還が必要な場合は、審査後にお返しします。）

◆明細書に、業者の記名及び印判、引取日の記載があることを確認してください。

◆明細書の宛名に推進団体名の記載があることを確認してください。

- ◆一升瓶やビール瓶等の繰り返し利用されるガラス瓶について、明細書に一升瓶、ビール瓶（特大）・（大）・（中）・（小）、ケース等、瓶等の種類及び本数（個数）の記載が必要です。

奨励金の交付申請は、可能な限りその都度、活動を実施した年度内にお願いします。

## 5 資源ごみ再利用化推進奨励金交付請求書について

### （1）請求書に使用する印判について

請求書に押印する場合は、申請書に押印したものと同じ印判を押印してください。

### （2）奨励金の交付について

**【口座振込】**※振込予定日は、交付決定通知書にてお知らせします。

◆口座名義は通帳に記載のあるとおり省略せずに記入し、必ずフリガナを付けてください。

◆団体代表者と口座名義が違う場合は、委任状（押印必須）が必要です。

**【窓口受取】**※受取期間は、交付決定通知書にてお知らせします。

◆受取の際は、交付決定通知書及び請求書に押印した場合はその印判を持って、期間内に受取場所までお越しください。

※資源ごみ再利用化推進奨励金の円滑交付の実施のため、口座振込に御協力を  
お願いします。

◎申請書の各種様式は、山陽小野田市役所環境課、山陽総合事務所地域活性化室に備え付けています。また、申請書類の提出も両窓口で受け付けています。